

中国裁判制度とその理念の研究(四)

范

愉

目次

序論

第一部 古代中国における法と裁判——背景分析のための通史的・一般的の考察
はじめに

- 第一章 「家・国体系」——先秦宗法制度から形成された社会構造
- 第二章 官僚制度と司法(以上一六四号)
- 第三章 法・礼・情理の統一——多元的な裁判規範
- 第四章 自給自足的な農業経済体制と権利概念
- 第五章 古代中国裁判官の地位・役割と法意識
- 第一節 「父母官」——権力の代表と実行者
- 第二節 「無訟」の理想と「息訟」の努力(以上一六五号)
- 第三節 「有治人無治法」——法と裁判官の役割
- 第四節 専門的な法律家の欠如と「幕友」・「胥吏」の発展
- 第五節 小括

おわりに

第二部 法の近代化の多様性と中国の特徴

はじめに

第一章 法の近代化路線と歴史的経緯

第一節 中国における近代化問題と時代の区分

第二節 国民党政府による法と裁判の近代化路線

第三節 国民党政府による法制近代化と根拠地法制の形成(以上一六六号)

第四節 国民党政府六法の廢棄と司法改革

第二章 共産党根拠地法から形成された中国的な訴訟＝裁判制度

第一節 根拠地における戦時訴訟＝裁判制度

第二節 馬錫五の裁判方式

第三節 「馬錫五裁判方式」の繼承・発展と新中国裁判制度の成立

付録一 「馬錫五裁判方式」裁判例

第三章 中国における法と裁判の近代化

第一節 中国における法と裁判の近代化(以上本号)

第二節 法と裁判の近代化及び伝統の踏襲

第三節 中国的近代化路線の問題点

おわりに

第三部 現代中国の裁判制度とその理念

はじめに

第一章 支配様式と裁判の役割

第二章 道具主義的法意識と功利主義的訴訟価値論——法と裁判に関する考え方

第三章 正義、効率性と人民性——裁判理念の変容と価値序列

おわりに

結語

付録 参考文献

第四節 国民党政六法の廃棄と司法改革

1 六法の廃棄の背景と必然性

一九四九年に至って、ほぼ三年にわたる共産党と国民党との平和交渉は、その最終段階に入った。国民党側の「憲法」と「法統」(法的正統性)を維持する要求に対し、共産党は、憲法と法統を廃棄すべきことを含む八つの条件を提示した。交渉に失敗した後、共産党の軍事的な勝利は、解放区の範囲を迅速に拡大していく。新たな解放区の秩序を安定させるために、解放区の司法方針は迅速に明確化されなければならなかつた。こうした背景の下に、一九四九年二月中共中央は「国民党の六法全書を廃棄し、解放区の司法原則を確定することに関する中共中央の指示」を発布した。この指示によつて、解放区ないし新中国においては、国民党の六法全書が廃止され、司法機関は「人民の新しい法をもつて依拠としなければならない。人民の新しい法がまだ系統的に発布されない以前にあつては、共産党的政策及び人民政府と人民解放軍のすでに発布した各種の綱領・法律・命令・条例・決議の規定をもつて依拠としなければ

ならない」とされた。それらがないときは、中共中央は司法機関が「新民主主義的政策にしたがう」ことを要求した。

(3)

直ちに旧法を全般的に廃棄するというこの決定に対して、当時の司法機関に異議があつただけでなく、現在の学者にも議論がみられる。例えば、現在一部の学者はソ連の経験と比べて、旧法システムの継承可能性を論じながら、「指示」の決定に対する否定的な態度をしばしばくりかえしている。

それに対して、筆者は次のように考えている。即ち、一般的にいえば、一定の法システムにおいて、憲法のような基本的制度や原則を規定する法律のほかに、一般の刑事・民事規範がほとんどであり、そのためには新しい政権にとって、たとえ根本的に対立する政権でも、その既存の法規範や制度の一部、ないし裁判組織を継承することは、可能だけでなく、必要となるとも考えられる。実際には、現代中国の立法において、清末の立法から、国民党政府の六法までの近代法文化の成果は、とくに法的用語・概念ないし分類などが多く継承されているとみられる。この意味で、国民党政府の近代法文化は、部分的に継受されていたともいえる。しかしながら、法というものは、単なる成文的法律と形式的な機構組織の組み合わせではなく、一定の社会における支配様式と指導理念及び社会基盤などの多様な要素によつて構成される総合的システムである。中国の革命の方式と過程は、ソ連とはかなり異なるものであり、そのなかで最も重要な相違は、十数年にわたつて形成された根拠地法制の存在ということである。

対立・衝突を繰り返していた当時の国民党と共産党との関係を考えると、国民党の六法の廃棄は前述のように政治的な必然であったといえる。同時に、民衆に反対された国民政府の法制と根拠地法制における諸原則とを対照してみれば、両者の両立が不可能であることは明らかである。一方、法制統一の要請に応じて、根拠地法の継受とともに、国民党の法制をも継承することが至難であり、もし共産党の指導の下の新中国政権が、国民党政府の「近代的な」法制を全般に継承すれば、既存の根拠地法と裁判制度を放棄すべきという自己否定の結果を導かざるを得ない。中国法研

究者の多数は、建国初期の法制史を検討した上で、「新旧法律の分界」を強調しながら、新中国の法と裁判制度の特質、及びその創立と発展を考察するのである。⁽⁵⁾

勝利をおさめようとしていた共産党政権は、当時法制を廃棄するつもりではなく、むしろ自らが新たな法制を確立することに充分の自信を持つために、国民党政府の法制と徹底的に断絶する立場を示すと考えたのである。六法と旧司法制度の廃棄は決して法と司法を全面的に廃棄することを意味せず、これに代わる新たな法と司法とを建設すべきだという趣旨が、一九四九年九月に採択された中華人民政治協商會議共同綱領第一七条で再度表明された。即ち、「人民を压迫する国民党反動政府の一切の法律・法令及び司法制度を廃棄し、人民を保護する法律・法令を制定し、人民司法制度をうち建てる」。こうした精神をもとにして、一九四九年一月、北京が解放されると、ただちに旧政府の法院は接收され、三月には、北京市人民法院が成立して業務を開始した。一九四九年一〇月一日、中央人民政府委員会第一回会議で、沈鈞儒⁽⁶⁾が最高法院院長と任命され、それと同時に、最高法院、各級地方人民法院が成立了。またそのときはじめて、独立の各級検察機構が成立することができた。

一九四九年から建国初期の数年間は、新中国にとって、何よりも社会秩序の安定と敵対勢力を取り除くことを優先して考慮する必要があった。この情勢のなかで、司法機構の再構成が急速に進んでいった。一九五一年九月中央人民政府は、「人民法院暫行組織条例」「最高人民檢察署暫行組織条例」と「各級地方人民檢察署組織条例」を公布し、司法組織の性質・任務・組織体系・組織と活動の原則及び工作制度などを規定した。一方、司法機関の道具的な役割をより効率的かつ統一的に果たすために、一九五二年から一九五三年にかけて、旧法觀念を排除し、旧司法機関を改造することを主な内容とする司法改革運動が行われた。その一連の政策と拳動によつて、新中国の建国期における司法機構は一応整備された。⁽⁷⁾それによつて、一九五四年から一九五六六年までは法と裁判の最初の発展期となつていった。

2 六法の廢棄と法制建設の失策

こうした建国初期の法と裁判体系の再編成について、筆者は以下の諸点を指摘すべきであると考える。まず第一に、中国における法制に関する失策は、根本的に、最初の「六法全書」と旧司法制度の廢棄にあるわけではなく、それ以後の政治路線と政策の誤り、とくに法の社会的機能に対する軽視ないし無視という指導思想にあると思われる。その原因是、むろん伝統的な法文化の影響と政治的な極左政策の両者にある。かりに当初「六法全書」が全部継承されたとしても、政治体制の相違を考えれば、それ以後二〇年以上の長い期間において、その相当部分が批判・廢棄される運命は避けることはできず、このような「繼承」はかなりの軋轢をもたらしたであろう。特に、「六法全書」と旧司法制度の廢棄に対する疑問から、建国期の統一的な法制の確立及びその成果、とりわけ土地改革と婚姻法の貫徹がもたらした近代的変革ないし解放の成果を否定しようとするのは、正しい見方であるとも思われない。

第二に、「六法全書」と旧司法制度の廢棄は、以後の法制に直接の影響はほとんどないといえるが、しかしそれは当時の指導者のある重大な認識上の錯誤を反映している。即ち、市場に対する軽視ないし否定の傾向である。国民党政府期、半封建半植民地の中国において、いわゆる清末からの民法の流れは、大多数の場合は紙面上の存在にとどまり、近代的な平等・自由の市場をもたらさなかつた。一方、新中国は、土地と身分関係の歴史的な変革を完成した後、過度に簡単に社会主義革命を行つたので、既存のわずかな資本主義的な市場の要素も消滅させてしまつた。従つて、その極めて簡単な社会関係に対して、現代市場の複雑な活動を規制する民商法の必要性はほとんどかえりみられなかつた。それだけでなく、当時の社会関係や紛争の類型ないし民事訴訟自体も極めて簡単であつたので、民商法の実体法的規範及び厳密な民事訴訟手続の欠如は、社会にとつて大きな不便とは感じられなかつた。法律の不備は常に市場の未熟と連動したのであり、中国の場合、前期の停滞と現在の急速な発展の根本の契機は、いずれも市場の要請

(8)

及びそれに対する認識と反応にあると思われる。

第三に、根拠地法から新中国にかけての法と裁判の発展過程には糺余曲折があつたが、そのなかで独自の原則・理念と方法が次第に形成・発展されていった。その具体的な内容について、本稿は、次章で検討するつもりである。結論からいえば、それは「六法全書」が代表した近代化の道とは根本的に異なつていたと思われる。現代中国の法と裁判制度は、根拠地法を原型として成立したものので、従来から根拠地法の研究は、現代中国法の予備研究として中国法研究者に重視されている。筆者も、現代中国の法と裁判についての研究の基礎として、引き続き根拠地における法と裁判を考察してみたい。

注

- (1) 「中共中央毛澤東主席關於時局的聲明」(一九四九年一月一四日)『毛澤東選集』(人民出版社、一九六四年)第四卷一三九一頁。詳しくは、福島正夫『中国の人民民主政権』(東京大学出版会、一九六五年)三九三頁以下第一節参照。
- (2) 本稿の引用は、浅井敦『国民党の六法全書と中共中央の指示』(全訳)『法律のひろば』(一九八一年)三四巻二号より。
- (3) 「指示」によつて、「国民党政府の六法全書に対して、われわれのかなり多くの司法幹部の認識は、間違つております。若干の旧法を学んできた者だけが、それを神聖視して、解放区において運用可能だ、と強調しているのではない。かなりの責任的地位にある政府幹部のなかにさえ、六法全書は広範な人民の利益に合致する。部分的にはともかく、基本的には広範な人民の利益に合致する」と考える者がいる。前掲浅井敦『国民党の六法全書と中共中央の指示』八二頁。
- (4) 詳しくは、本稿次章の内容参照。
- (5) 浅井敦『現代中国の法理論』(東京大学出版会、一九七三年)二三頁、仁井田陞『中国の法と社会と歴史』(岩波書店、一九六四年)第十一、十二章、福島正夫ほか『中国の裁判』(東洋経済新報、一九五七年)七頁以下「二つの中国と二つの司法」、前掲福島正夫『中

- (6) 沈鈞儒（一八七五—一九六二年）、浙江嘉興人。清代光緒年間進士出身。日本の法政大学に留学したことがある。辛亥革命と反北洋軍閥に参加し、国會議員・廣東軍政府總檢察廳檢察長歴任。国民党政府期の著名な民衆運動の指導者の一人として、数回政府に逮捕された。一九四一年「中国民主政團同盟」（その後中国民主同盟に改称）の創建に参加。建国後、中央人民政府委員会委員、最高法院院長、全国人民代表大会常務委員会副委員長、政協全國委員会副主席などを歴任。
- (7) 国谷知史は、この時期の裁判制度は、「創成期における裁判制度」または「戦時及び準戦時における裁判制度」と述べ、それは、「革命が勝利を得て社会が戦争の影響から抜け出したのちのより完備した裁判制度——54年人民法院組織法による裁判制度——とは異なる筈である」と指摘している。「建国期の裁判制度」季刊中国研究【第5号（一九八六年月）特集「中国の裁判制度」三九頁。
- (8) 詳しくは、本稿第三部第三章第四節参照。

第二章 共産党根拠地法から形成された中國的な訴訟＝裁判制度

第一節 根拠地における戦時訴訟＝裁判制度

1 根拠地における法と裁判の概況

共産党の革命根拠地の法と裁判については、すでに数多くの紹介や研究がなされているので⁽¹⁾、本稿は詳細に検討するつもりはなく、ただその基本的な原則や制度に対しても、概略的に論じることにしたい。

前述の通り、共産党が支配する根拠地（解放区）における訴訟＝裁判制度は、三つの段階に分けられる。即ち、(1)一九二七年——一九三七年の土地革命戦争における訴訟＝裁判制度、(2)一九三七年——一九四五年の抗日戦争における

訴訟=裁判制度、及び(3)一九四六年——一九四九年の解放戦争における訴訟=裁判制度は、ハーハーの設置である。その時代における中心的な路線や政策の違いによつて、法と裁判の方針と重点もそれれに異なつてゐた。具体的には、以下の表一の通りであつた。

表一 各時期根據地法制概況

段階	中心政策	体制・組織	審級	主要立法	調停	手續改革
土地革命 (根據地 蘇区)	土地改革 反革命鎮圧 階級路線	司法と行政の分立 地方の裁判と検察合一	四級二審 憲法 土地法 婚姻法 労働法 反革命処罰条例 裁判所条例など	萌芽	体刑廃止 拷問禁止	
抗日戦争 (根據地 辺区)	抗日統一戦線 減租減息 漢奸鎮圧	名義上国民政府の管轄 高等法院以下司法と行政の合一 裁判と検察の合一	三級三審 減租減息条例 婚姻条例 漢奸处罚条例 單行刑事条例 多数裁判所条例など	司法・行政・民間 調停の形成と推進 巡回裁判 就地裁判 公審 人民陪審 弁護 馬錫武裁判方式		
解放戦争 (解放区)	土地改革 司法機関改組 反革命鎮圧 幹部培養 新統一戦線	人民法院 軍事法院 人民法院併存 行政から分離 裁決の合一	三級一審 憲法原則 土地法大綱 前期根據地法援用 六法廢棄	継続	上記継続 再審 手続充実	

一方、各段階の根拠地はいざれも多数の分散的な地方根拠地を併せて構成されていたので、具体的な地方の組織や法令などもまたそれぞれに異なっていた。⁽²⁾

時代的差異と変動した中心政策の要素を除けば、根拠地における裁判制度には、いくつかも共通点がみられる。それは、基本的には、戦時あるいは軍事体制の司法制度であった。

戦争状態における裁判は、常にその戦時政治(政策)を実現する機能、及び戦時の現実の実行可能性という二つの特徴を強調していた。従つて、あらゆる司法組織は、こうした機能の効率的発揮及びその実行可能性という考慮から出発し、設置されたのであった。とくに、司法権の統一(裁判と検察との合一)⁽³⁾及び司法と行政との合一は各時期にみられる共通点であった。具体的には、中央と根拠地の中心で独立的な裁判機関(例えば高等法院または地方法院)を設立すると同時に、各県レベルの末端までの司法機関が、いざれも行政機構に組み込まれ、あるいは行政機関それ自体が司法機関となつた。即ち、県長が司法処の處長を兼任、専員が高等法院の分廷の廷長を兼任するというものであつた⁽⁴⁾。この体制は、地方の政権の統一的な指導権を強化するために設定されたのであるが、当時の農村部の実状に適応させるという面もあつたと考えられる⁽⁵⁾。効果からいうと、当時の司法や裁判は、確かに戦時秩序の維持と安定化に重要な役割を果たしたのである。そのなかでの裁判と検察との合一という体制は、当時も一時的な措置となつていた⁽⁶⁾。建国後は直ちに放棄されはしたが、司法と行政との合一という体制は、前述の古代中国の支配様式、及び建国後長い間にわたつて裁判がもつ行政取締的な性格との関連があるので、この体制の形成と存在は、中国法というものの本質的な特徴ともいえるかもしれない。

2 根拠地における訴訟・裁判制度と理念

「辺区司法機関が裁判を行うに当たり、とくに訴訟法規はなかった。形式的には、国民党法令によつたこととなる。

辺区で訴訟法を制定せよとの声も出たが、実現されていない。しかし、陝甘寧辺区では、人権保障のために、施政綱領及び人権・財産権保障条例が制定され、そのなかに基本的な訴訟法的規定が見出される⁽⁸⁾。根拠地の訴訟＝裁判制度は、基本的にソ連などの社会主義法、及び国民党政府の近代的な司法制度と原則を継承し成立したものであった。一方、この制度の形成においては、伝統的な訴訟＝裁判制度の弊害を批判しながら、その固有な原則と形式も相当踏襲した。根拠地の訴訟＝裁判制度の特徴的な内容は、大体次の諸点にある。

(1) 権力の統一という前提の下で司法権を独立して行使することが確認された。「陝甘寧辺区高等法院組織条例」(一九三九年四月四日)第三条、「辺区高等法院は、その司法職権を独立して行使する」、「陝甘寧辺区施政綱領」(一九四一年五月一日)第六条、「司法系統及び公安機關の法律による職務を執行すること以外、あらゆる機関・部隊・団体はあらゆる人を逮捕、尋問、または処罰することはできない」などがそれぞれに規定されている⁽⁹⁾。「法院が司法権、裁判権を独立に行使する」という規定がある。これは、最高権力機関である参議会の下にあり、政府委員会の指導をうける以外、他の機関の干渉をうけないという意味であろう⁽¹⁰⁾。一方、それは国民党の特務の活動と軍事裁判に対する反発でもある。もちろん、こうした立法権に従属する体制は近代主義の「司法権の独立」と同意義ではないが、司法権の統一と行政機関の権力濫用の制限という意義は注意に値すると思われる。

一方、根拠地では、裁判官の独立、つまり裁判官個人として独立に裁判することに反して、「弁案質量」(判決の事實上の真実性と法律適用の正確性)を保障するために、合議制が強調され、集団指導制が設立された。その集団指導制には二つの形式があった。一九四〇年から、県司法機関において、中共の県委員会書記、県長及び裁判員によつて構成される裁判委員会が設立され、それは裁判處が提出した重大事件を討議・決定することを職權とした。もし異なる意見があつた場合は、それを辺区高等法院に報告し、それに最終決定させるのであつた⁽¹¹⁾。一九四三年以降、陝

甘寧辺区「県司法処組織条例」によつて、集団指導制の形式が変わつた。つまり、県司法処は重大な事件について県政
府委員会または県政務會議に付すこととなつたのである。⁽¹²⁾

(2)伝統的特權法と根本的に対立する法律の前の人々の平等、つまり個人の特權を否定する原則が確立された。「陝
甘寧辺区保障人権財権条例」(一九四二年二月)においては、「辺区の抗日人民は、民族・階級・党派・性別・職業と宗
教を問わず、すべて平等に民主的権利を有する」と規定している。

(3)当事者の権利の保護及び裁判の過誤の防止のために、近代司法の通則としての裁判審級、上訴制度が確立された
(表一参照)。一方、伝統的に真実主義の影響及び誤判の防止のため、集団指導的な方法での再審査と再審制度が実行
された。案件再審査(復核)制度は、有期懲役事件再審査と死刑事件再審査の二種に分かれている。⁽¹³⁾

有期懲役事件再審査(復核) 陝甘寧辺区では、各県司法処及び高等法院各分廷は、三年以上の有期懲役を判決執行
する場合、判決前に、判決書及び原資料を辺区高等法院に送り、その審査を受ける。各県司法処は一年以上三年未満
の有期懲役について高等法院分廷の再審査を受けなくてはならない。報告を受け再審査した結果、事実が明確でなく
調査して確認する必要のある場合は、再調査の指示が出され、事実に誤りがなく量刑も妥当で適法である場合は、原
案どおりに判決を下すように指示され、法律適用に誤りがあるかまたは量刑が不当である場合は、是正の指示が出さ
れたという。

死刑事件再審査(復核) 辺区においては、死刑判決を下すべき事件について一般に再審査制度がとられていた。陝
甘寧辺区においては、各級司法機関が死刑の執行を下す事件は、被告の上訴の有無にかかわりなく、高等法院に事件
の資料を送り、その審査を受ける。さらに、政府裁判委員会の討議を経て、ここで処理意見が付されて辺区政府主席
に報告、その認可後に執行するという手続になつていた。⁽¹⁴⁾

(4) 古代中国の司法において、被告人に拷問による自供を追求する伝統に対し、根拠地法は捜査・逮捕に当たり、犯人の拷問の廃止、自供を重んじず、証拠を重んじることという原則を強調した。「陝甘寧辺区施政綱領」(一九四一年五月一日)七条、「司法制度を改善し、体刑を断固廃止し、自供を重んじず、証拠を重んじる」、「陝甘寧辺区保障人権財権条例」(一九四二年二月)一〇条、「裁判は証拠主義をとる。自供を重んじない」などがそれぞれに規定される⁽⁴⁷⁾。

さらに、法定証拠主義を採用しないのと同時に、近代訴訟＝裁判制度の「自由心証主義」原則、及び「当事者主義」の裁判様式も避けられ、それに代わって、裁判官が自ら職権的な調査研究・「深入実際」(実際に深く入り込み)によつて、客観真実の発見を求めるなどの実体的な真実主義を提倡することになった。「自由心証主義」が主觀主義的な認識路線とみなされ、裁判官がすべてのことを事実から出発し判断することと、「实事求是(事実を追求して事をおこなう)的に事件の真実を明らかにすることが、唯物論的な認識方法として強調された。⁽⁴⁸⁾ 真実の追求と当事者の実際の証拠収集能力の二つの面から、当事者主義の正統性と合理性は認められない。

(5) 裁判の公開・民主化の措置として陪審制度が導入された。一部の辺区政府は、陪審に関する条例を公布した。例えば、「晋察冀辺区陪審弁法」(一九四〇年五月一五日)、「晋西北陪審暫行弁法」(一九四二年四月一五日)、「山東省陪審暫行弁法」など。陪審員が裁判員と同等権限を有する。陪審団の構成は、裁判機関招請、民衆団体選挙、及び関係機関部隊派遣代表などの方法があった。

(6) 近代的司法原則としての公開裁判及び弁護・民事代理制度が導入された。土地革命期、「裁判部暫行組織及裁判条例」は、「案件の裁判は公開して行うべし」と規定した。抗日根據地では引き続きその原則を実行した。法律による特別な規定のある場合以外、すべての事件の裁判は公開して行われるべきであるとされた。根拠地においては、專業

的な弁護士はいなかつたが、司法機関は、訴訟当事者が親族または法律知識のある人に、本人の弁護人あるいは代理人として出廷することを認める。⁽¹⁹⁾しかし、当時の政治的な背景において、公開裁判は上述の一般的な意味のほかに、ある意味で教育・宣伝の役割を果たすために、重大な反革命、漢奸及び刑事案件の場合は、民衆が参加する公審がよく行われた。公審は、建国初期はまだあるが、それ以降次第に衰退していく。

(7)手続の合法性を強調する基本原則及び形式主義を排して、手続を簡素化し、訴訟当事者に便利にさせようという方針を強調した。伝統的な実体的正義と真実主義などの理念と関連して、民衆の裁判所への訴えを便利にするために、「形式に拘らない」、事実の判明と関係のない手続は、できる限り簡素化され、ないし省略されることになった。⁽²⁰⁾具体的には、就地(現地)裁判、巡回裁判という形式が提倡されて、しかも制度化されていった。

以上の各項制度、原則、及び理念は、基本的に建国後の中国司法制度に継承され、発展させられ、あるいは、時代の変化に応じ、多少新たな形式で再構成されていったのである。そこにおいては、現代中国における裁判の理念と精神が体現されていると考えられる。

3 調停制度の形成と発展

根拠地法と裁判制度において、現代中国の裁判制度にもつとも意義のあるのは、調停制度が形成され、成熟していったことといえる。⁽²¹⁾調停は、中国において長い歴史的な伝統を有するものである。根拠地時代、民事法規の欠如・解決の迅速と便宜の要請及び当事者の感情上の考慮などを理由として、調停は民事事件と軽微な刑事事件を解決するもつとも重要な方法として発展していった。それは、土地革命期から始まって、抗日戦争のときには、すでに完備した制度が形成されていた。各地方は、当地の実状によって、それぞれ調停に関する条例を制定した。例えば、一九四二年三月一日に公布された「晋西北村調解暫行弁法」、一九四二年四月一日に公布された「晋察冀边区行政村調解工作

条例」、一九四三年六月一日に公布された「陝甘寧辺区民刑事案件調解条例」、一九四五五年五月に公布された「蘇中区人民紛争調解暫行弁法」などがみられる。

一九四五年の陝甘寧辺区推事（裁判員）会議において、それまでの経験を総括しながら、調停の三つの原則を確定した。即ち、(1)調停は、必ず両当事者の意志に基づいて行われる。強制してはならない。当事者の一方が同意しない限り、調停は成立しえない。(2)調停は、必ず政策と法令に従う。無原則に妥協することと、遅れた慣習に折り合うことはできない。(3)調停は訴訟の法定手続ではなく、当事者らが調停を拒否する場合、または調停が成立しえない場合のいずれにおいても当事者の一方は司法機関に訴訟を提起することができる。それに対して、だれも干渉しえず、しかも司法機関は調停を経ないという理由で訴訟の受理を拒否することはできない。⁽²³⁾ こうして、法と司法権の統一を前提とする調停の原則と制度は正式に確立され、それは現在の中国の民事訴訟法とその実務と、ほぼ等しいものである。要するに、以上のもろもろの面を総括してみれば、根拠地時代における訴訟＝裁判制度は、近代ないし現代中国の訴訟＝裁判制度の雛型といえよう。その特徴的な裁判モデルは、当時でも理論的に総括されており、「馬錫五の裁判方式」と呼ばれていた。

第二節 馬錫五の裁判方式

1 馬錫五の裁判方式の内容と精神

馬錫五（一八九九—一九六二）は、陝西省保安県の農家出身であり、一九三〇年、革命に参加し、一九三五年、中国共産党に入党した。抗日戦争期間に、陝甘寧辺区慶環專区と隴東專区の副專員・專員を歴任した。一九四三年、隴東

専区の専員を担任したときに、当時の制度のとおり、陝甘寧辺区高等法院隴東分廷の廷長を兼任し、裁判官としての仕事を開始した。一九四六年四月、陝甘寧辺区第三回参議会において、馬錫五は辺区高等法院院長に選ばれた。建国後、全国人民代表大会第一、第二回会議代表、中国国民政治協商會議第三回全国委員会委員に選挙され、最高人民法院西北分院院長とともに西北軍政委員会政治法律委員会委員を兼任し、一九五四年最高人民法院副院長に就任した。

馬錫五は、隴東専区の専員として、在任中常に計画的に農村にいて、調査研究したり、巡回裁判したり、いくつかの誤判を是正し、多年にわたって解決できなかつた難しい事件を解決した。こうした裁判のやり方が、民衆から高い評価を受け、その大衆路線的な、裁判と調停を結合した事件の処理方法が「馬錫五の裁判方式」と呼ばれた。一九四四年一月、陝甘寧辺区政府主席林伯渠は、その「辺区政府一年工作総括」という報告において、司法工作を改善することについて、「群衆を教育するため、馬錫五の裁判方式を提倡する」と述べた。一九四四年三月一二三日、延安の「解放日報」は馬錫五の裁判方式を紹介・推奨する評論を発表した。馬錫五の裁判方式は陝甘寧辺区全域において迅速に普及し、「解放日報」は、その展開と経験について一連の報道を発表した。その後、その経験がその他の根拠地にも押し広められて、根拠地・解放区ないし新中国における司法工作の基本モデルになつた。⁽²⁴⁾

「馬錫五の裁判方式」の具体的な内容と特徴については、当時の評論や総括において、もうろろの表現で評価された。⁽²⁵⁾

中国現代法制史の研究者である張希坡は、馬錫五のいくつかの裁判例と文献の分析を通じて、「馬錫五の裁判方式」の主な特徴を四つの点にまとめた。

(1) 主觀主義的な裁判のやり方に反対し、すべてを実状から出発し、实事求是(事実を追求する)、客観的・全面的・概念入りな調査研究を裁判の原則とした。とくに刑事案件の証拠の収集・検証・判断など客観真実を追求するための職

権主義的なやり方は、判決の正確性の前提であり、基礎となると強調された。一方、「实事求是」という真実主義的原則は、唯物主義的な科学的思想・認識路線として理論的に正当化された。

(2) 真剣に大衆路線を貫徹し、大衆に依頼する。裁判と調停を結合して行う。司法幹部は大衆と連携して事件を処理する。民事紛争に対して、こうした裁判官は当事者と民衆の意見を聞きながら、権利義務と責任を弁明したり、「法」を教えたり、調停と裁判を結合して裁判するという方法がよく用いられた。確かに、事件を解決すると同時に、裁判を通じて、民衆に法的な教育を行うことがその目的であったと考えられる。一方、刑事案件については、民衆の意見に証拠能力を認めるには慎重であった。ここで、張希坡は、一九四六年の馬錫五の「ただし、我々は大衆が法律専門家ではなく、捜査技術に馴染みがないことを知っている。彼らは一時的に犯罪者が見せかけた偽の現象に騙されるかもしれないと思う。従って、彼らの意見が無条件に採用されるというわけではなく、政策法令を根拠として、それと合わせて判断すべきであり、また科学的な検証技術によってその客観的な真実性を証明しなければならない」という点を指摘しながら、無条件の大衆路線ではないことを強調した。

(3) 原則を堅持し、職務を忠実に遂行し、厳格に法律によつて事件を処理する。廉潔奉公、以身作則(身をもつて範を示す)、部下に熱心に教える。この点について、張は、馬錫五の裁判方式は「法制原則」を堅持すると指摘した。しかしここで注意すべきことは、馬錫五の裁判例からみると、一部の事件に対しては実体法的規範がほとんど粗雑・簡単ないし皆無の状態であったが、しかし馬錫五は少数の法律原則・規範ないし当時の一般的な政策からその精神をとつて、具体的な事件の判決を下しているということである。こうしたやむを得ないやり方は、「不文法主義」とも呼ばれ、中国建国後二〇年近く続けられたのである。¹²⁸おそらくこのような柔軟な適法性は、「馬錫五の裁判方式」に示された中国の裁判、とくに民事裁判の特徴の一つであろう。

(4) 簡単・便利な訴訟手続を実行する。国民党政府の訴訟＝裁判制度が、当時の民衆に強く反発された点は、繁雑な手続と高額な訴訟費用であった。それに対し、根拠地の裁判は「全心全意為人民服务」(人民に奉仕する)を原則とし、形式に拘らず、一連の民衆に簡便にするやり方を用いていた。例えば、農民の実状を考えた上で、訴状があるかとかに拘らない、訴訟費不要、裁判の場所にも拘らないなどの略式・簡易裁判などを行っていたのである。

張希坡は、以上の四つの点、つまり、科学的基礎、民主的精神、法制の原則、民衆に便利にさせるという方針を結合させることができ、「馬錫五の裁判方式」の基本的な特徴であり、また根拠地における司法工作の経験であると述べた。²⁹

2 馬錫五の裁判方式と中国の裁判モデル

「馬錫五の裁判方式」は特定の歴史的な產物として、鮮明な時代的な特徴を表現している。筆者は、それらを以下の諸点にまとめ、それと建国後中国の裁判との関連を概略的に示したい。

第一に、戦時における根拠地政権の中心的な任務は、秩序の安定及び生産の発展であった。根拠地の司法機関は、こうした中心的な任務をめぐつて、特定の社会的機能を果たすように要請された。そのために、中心政策を実行するための効率性が、司法の方式に対する最も重要な判断基準として重視された。「馬錫五の裁判方式」は、こうした判断基準によって高く評価され、司法の社会的機能を果たす最良の手段または方式として認められていたといえよう。こうした功利主義・道具主義的な裁判の社会的機能の認識と判断基準は、建国後から現在に至るまで、中国の法と裁判に関する基本的考え方であると考えられる。

第二に、「馬錫五の裁判方式」が形成される時代背景であつた抗日戦争統一戦線において、共産党の階級路線は未だ極端になつてはおらず、「人民」(また人民群衆)という概念が広範に使われていた。その概念は「漢奸」などの敵対分子を除くほぼすべての人々を意味するが、その意味で建国後の法制の正常な発展期における人民という概念に大体一致

するといえる。民衆に依存する根拠地政権は、「全心全意為人民服務」(人民に奉仕する)というスローガンを提示した。⁽³⁰⁾ それは、伝統文化の「民本」思想と社会主義的道徳觀との結合の產物といえるが、それはそれ以後の立法と司法において「人民性」という原則に結実したと考える。「馬錫五の裁判方式」は「人民性」原則の具現として、建国後の訴訟裁判制度(特に民事訴訟制度)によつて推奨・継続されていた。一方では、そのいくつかの臨時的・「群衆運動式」のやり方は、裁判制度の正規化を経て是正された。他方では、「人民性」の基本的理念に基づくいくつかの制度や方法、例えば訴訟手続の簡素化、巡回裁判、調停制度などがいまでも依然として中国民事裁判における重要な部分を占めている。

第三に、国民党政府の司法制度におけるさまざまな悪弊、例えば、腐敗・官僚主義・及び訴訟制度自体の形式主義・繁雜さかつ費用の高い訴訟手続などに対して、根拠地政権は対極的に廉潔・(中国的な)民主・実体的正義を追求する真実主義・簡便な手続及び無料の訴訟サービスなどのやり方を提唱した。それはむろん政治的な姿勢また戦術的な考慮という要素を有するが、しかし、当時の中国における社会実態、とくに農村と農民の実状から考えると、こうした方針が民衆に擁護されるのは当然であると考えられる。この中国の現実主義的な価値観に基づいての国情にふさわしい路線や政策を選択すべきという精神が、以後の中国立法と司法のもう一つの基本原則として、引き続いて貫徹されていった。

第四に、根拠地政権においては、幹部の教育水準が一般的に低かった、とくに法律を専門とする人材が非常に不足し、弁護士もほぼ全くなかった。その状態に対して、裁判の正確性を保障するために、当時は大衆路線と集團指導(及び死刑再審査・再審制度)を結合した裁判監督体制が設置された。その判決の正確性の保障と裁判官の権力濫用の防止という二つの目的を有する制度は、建国後、一定の形式的な変化があるが、基本的に新たな司法監督メカニズム

において継承されてきた。⁽³³⁾

第三節 「馬錫五裁判方式」の継承・発展と新中国裁判制度の成立

1 「馬錫五裁判方式」と法治主義

「馬錫五の裁判方式」は、国民党政府の司法と鮮明に対立する姿勢に立つて、中国的な近代的司法原則と制度を確立するに至ったと考える。それは近代中国の独自の裁判モデルの雛型といえよう。それに対して、福島正夫は、「旧中国の司法は、賄賂をとるが、まれにとらないにせよ、権力による傲岸自尊の裁判であつた。国民党支配の中国では、ドイツ、日本等の法制をとりいれた法院組織法で制度の形式を整備したが、…その上に政治犯に対する特別刑事法廷や直接の特務テロにより、人権はたえてかえりみられなかつた。これに対して、抗日民族統一戦線の政策による司法は、全く別の世界である。それは国民党司法との対立物として出現した。そこでは、形式は実質に従属する」と評価した。

こうした裁判モデルは建国後も引き続き提唱、推進されているが、その内在的理念と原則及び合理性と問題点については、従来深い分析はみられず、しかも、常に政治的な視点また西洋近代法を基準に評価されていた。日本では、それが「大衆路線」的な裁判と同一視され、次のような意見があつた。「大衆路線にもとづく裁判スタイルの代表的な例は、『五就』と呼ばれた五つの現地解決方式（現地で逮捕、予審、調査、裁判、宣伝）である。それは、裁判を専門の司法要員に委ねてしまうのではなく、積極的な大衆参加の形態をとつたもので、建国前の解放地域でこのスタイルを普及させた裁判員、馬錫五の名をとつて『馬錫五方式』とも呼ばれた。そこでは、傍聴人が判決の形成に関して意見を

述べることが、ひとつの特徴的な方法であった。しかし五四年以降は、裁判制度の正規化という方針のもとに、傍聴人による意見の陳述は禁止されることになった。だが大躍進期には大衆路線の一環として復活し、その後は長く中国の裁判の独自性を示す特徴として実行されてきたのである。ただし、このような裁判手続上の民主的形態は、あくまで裁判をたんなる紛争解決の場とするのではなく、同時に大衆に対して革命の思想・政策を宣伝し教育する場としても利用しようとする、司法政策にもとづくものにほかならない。したがって、裁判の過程では積極的大衆参加が奨励される反面、裁判の結果については、党によるきわめて厳しいコントロールがおこなわれていたことを、合わせて指摘しておかなければならない」。⁽³³⁾

ここで指摘すべきは、「馬錫五の裁判方式」においてはいくつかの戦時的、「群衆運動式」のやり方、及び宣伝・教育の機能があるにもかかわらず、その主旨としては、裁判権の独立及び「法治主義」を主張する現代中国法の主流に一致するものであったという点である。一九四八年九月、馬錫五が辺区高等法院副院長の喬松山とともに起草した「陝甘寧辺区高等法院司法工作總結報告」において、次のような提言を提出した。つまり、今後の司法において、(1)司法と行政を分離し、行政長官が司法職務を兼任しない、(2)「法治精神」を樹立すべきであり、教育によって、幹部と群衆に政策法令を理解させ、遵守させ、人権を保障し、違法者を制裁しなければならない、(3)司法幹部の充実と養成を強化する、及び(4)成文法律の不足の補充のために、判例を整理・編集すべき、という四つの具体的な意見を述べた。⁽³⁴⁾建国後の司法制度の再建のために、馬錫五は根拠地司法経験を理論的に総括する二篇の論文を発表した。⁽³⁵⁾その中で、近代中國の裁判の基本精神及びその歴史的局限性も表している。特にその鮮明な道具主義的法理念は、それからの中国司法・裁判において相当に強く、長く続けられてきたのである。

要するに、「馬錫五の裁判方式」の基本精神と主要な制度・原則は、建国後の中国訴訟＝裁判制度、とくに民事訴訟

II 裁判制度に継承され、発展してきているのである。その具体的な特徴は、実体法の不文法主義、裁判における強化された職権探知主義、訴訟手続の簡素化、及び調停・合意中心の裁判方式という四つの点である。こうした特徴及びそれに対応した裁判理念は、八〇年代に至るまで一貫して中国裁判の主流ないし特質とされたが、近年の社会的変革によつて、はじめてその改革と変容が起つた。その具体的内容と改革の背景・情況については、本稿第三部(第三章)で検討する。

2 「馬錫五裁判方式」から現代中国裁判制度へ

周知のごとく、こうした根拠地から形成された「馬錫五の裁判方式」から、現代中国の司法・裁判制度の確立への過程は、予想以上に糺余曲折の道をたどつた。建国初期の「法の成立期」以後、法システムの建設全体は、いくつかの重大な挫折を受け、ほぼ二〇年以上停滞状態になつた。中国には、こうした裁判制度の発展過程における段階の区分に関し、次のような見方がある。即ち、

(1)三段階説、つまり成立期(一九四九—一九五六六年)、挫折期(一九五七—一九七六年)、回復発展期(一九七七年以降)³⁸に区分する。

(2)四段階説、つまり建国初期(一九四九—一九五六六年)、社会主義建設期(一九五七—一九六六年)、「文化革命」時期(一九六六—一九七六年)、(改革開放の)新時期(一九七七年以降)³⁹に区分する。

(3)五段階説、つまり全面成立期(一九四九—一九五三年)、迅速発展期(一九五四—一九五六六年)、挫折期(一九五七—一九六五年)、嚴重破壊期(一九六六—一九七六年)、回復発展期(一九七七年以降)⁴⁰に区分する。

一方、日本の学者らは、それぞれの時期における司法と裁判の実状についての具体的な検討を行つてゐるが⁴¹、そのなかで、中国の各時期における中心政策によつて、経済復興期、過渡期の総路線、社会主義建設の総路線、調整期、

文革期、及び改革開放の時期という段階を区分する方法もある。⁽⁴²⁾

時期の区分に関する視点の違いは多少みられるが、しかしいずれの説においても建国初期の裁判制度の成立と根拠地司法制度との関連、及び改革開放の時期以来の成立期裁判制度の踏襲(回復)と発展(改革)という点では基本的に一致している。いうまでもなく、建国後四〇年の発展過程において、裁判制度の挫折は、政治的路線がもたらした破壊だけにとどまらず、基本制度の確立後、実際的な運営における障害また歪曲、ないし様々な社会的・行政的・経済的な力からの妨害・影響も非常に多かった。それに関するいくつかの問題は、依然として論議されている。本稿は、こうした政治的背景とそれぞれの段階における問題、及び制度と一致しない実際的な運営上の現象ややり方をとりあげ論じず、主として建国期で創立し、一九七七年以降はじめて発展する裁判制度を、中国裁判制度の主幹として検討したい。それに対して、五〇年代後半から七〇年代後半にかけては、中国は「無法期」になつていったので、訴訟＝裁判制度において発展もほとんどなかつた。⁽⁴³⁾

一方、建国初期から文革期開始までの法と裁判の状況については、以下の表一の通り、立法や制度の整備はほぼ進まなかつたが、裁判所と訴訟活動が形式上一応継続していた。文革期後、一九七九年の「刑事訴訟法」の実施から、一九九五年の「法官法」の制定まで、現代中国の訴訟＝裁判制度は正式に確立されたといえるが、それについての検討は本稿第三部で行うつもりである。

表二 現代中国裁判制度の形成・発展

時 間	立 法 ・ 制 度	主 要 内 容
1950. 7. 20	人民法廷組織通則	人民法院の特別法廷として土地改革事件担当
1950. 11. 3	政務院、人民司法工作の強化に関する指示	
1950. 12. 31	中華人民共和国訴訟手続施行通則（草案）	未公布、基本原則、制度が実行される
1950	司法部、北京・天津・上海三市における弁護人制度の試行弁法（草案）	律師（弁護士）制度実験
1951. 9. 3	中華人民共和国人民法院暫定組織条例 ⁽⁴⁴⁾	三級二審制・地方法院二重指導体制
1951. 9. 3	中央人民政府最高人民檢察署暫定組織条例	組織・職權確定
1951. 9. 3	各級地方人民檢察署組織通則	組織・職權確定・二重指導体制
1952. 3. 24	政務院、「五反」運動における人民法廷の設立に関する規定	特別法廷として設立
1952. 3. 30	政務院、「三反」運動における人民法廷の設立に関する規定	特別法廷として設立
1952 - 1953	司法改革運動	旧法觀点に反対・司法機關改造
1953. 4. 25	第二回全国司法會議決議	民刑事訴訟制度と原則確定
1954. 3. 22	人民調停委員会暫定組織通則	民間調停制度確立

1954. 9. 20	中華人民共和国人民法院組織法	四級二審制 審・合議制・回避・弁護制・公開裁判・死刑復核制度・裁判監督制度
1954. 9. 20	中華人民共和国人民檢察院組織法	垂直指導制・独立した職權行使
1954. 12. 20	中華人民共和国逮捕拘留条例	
1955. 3. 4	北京市人民法院民事裁判手続	
1956. 7. 20	司法部律師費用の暫定規定	律師（弁護士）制度全面試行
1956. 7. 21	司法部、人民陪審員の名額・任期及び選任方法に関する指示	
1956. 10	最高人民法院、各級人民法院刑事・民事事件裁判手続についての統括 ⁽⁴⁵⁾	刑事及び民事事件の受理・審理・裁判・上訴・再審・執行に関する裁判手続規定
1957. 7. 15	第一回全国人大第四次会議死刑事件の最高人民法院による判決または再審査に関する決議	死刑再審査制度確認
1957	最高人民法院民事事件裁判手続（草案） ⁽⁴⁶⁾	未採択・但し法員裁判の参考になる
1962. 12. 10	最高人民法院、人民法員業務のいくつかの問題についての規定	
1963. 7. 10	最高人民法院、人民法廷業務試行弁法（草案）の執行についての通知	
1963. 7. 10	人民法廷業務試行弁法（草案）	

1963. 8. 28	最高人民法院、民事裁判業務のいくつかの問題についての意見（修正稿）	極左路線に基づく民事裁判に関する指導思想提出
1963. 8. 28	最高人民法院、民事政策を貫徹・執行するためのいくつかの問題についての意見（修正稿）	民事裁判の実践的経験の総括
1963	第一回全国民事裁判工作会议	
1979. 2	最高人民法院、人民法院民事事件裁判手続制度の規定（試行）	調査研究・現地解決・調停を中心とする方針提出
1979. 7. 1	中華人民共和国人民法院組織法	同總括・管轄に関する規定増加
1979. 7. 1	中華人民共和国人民検察院組織法	法院再構成・「司法独立」強調
1979. 7. 1	中華人民共和国刑事訴訟法	検察院再建・「司法独立」強調
1979. 12. 11	人民法院規則（試行）	
1979. 12. 12	最高人民法院、死刑再審査事件報告のいくつかの規定についての通知	
1980. 8. 26	律師暫定条例	律師制度正式成立
1982. 10. 1	中華人民共和国民事訴訟法（試行）	調停中心から調停を重んじる方針へ移行・行政訴訟開始
1983. 9. 2	全国人大、社会安定を妨害する重大な犯罪分子を迅速に裁判することに関する規定	速決手続成立

1983. 9. 2	法院組織法・検察院組織法修正	
1983. 9. 2	人民調停委員会暫定組織通則	
1984. 11. 14	全国人大常務委員会沿海都市において海事法院を設立することに関する規定	海事法院設立
1989	中華新民共和國行政訴訟法	行政訴訟制度正式整備
1989	人民調停委員会組織条例	
1991. 4. 9	中華人民共和国民事訴訟法	当事者の「検証責任」強調
1995. 2. 28	中華人民共和國法官法	法官条件・身分保証制度
1995. 2. 28	中華人民共和國檢察官法	檢察官条件・身分保証制度

本章の根拠地法と裁判制度についての検討から、筆者が結論として指摘したのは、要するに、国民党政府が最初に選んだ「全般西化」の近代化の路線と違つて、根拠地法から出発した司法・裁判の近代化過程は、建国期の社会的変革及び法制創立活動を経て、近代的な統一的な法制の基礎を一応定めたといつゝにある。いへゝた過程において、中国の法と裁判は伝統的な自治的調整を克服して、管理型法的性格とその基本的理念の雛型が形成・確立されてしまつた。それを踏襲する現代中国の裁判について、当面のものとも大きな課題としては、いかに固有の病弊や問題を克服し、裁判制度の現代化を実現するかといふ点であり、これは本稿第三部の課題とする。では、いへゝた近代化路線

説
論の意義、成果とくにその問題点と内在的な要因は、一体何であろうか。それについて次章では、筆者はひとまず中国における法と裁判の近代化の路線に関する問題をまとめて研究してみたい。

注

- (1) 主に、国谷知史『建国期の裁判制度』季刊『中国研究』第5号(一九八六年)特集「中国の裁判制度」所収「1・抗日根拠地の裁判制度」、福島正夫『中国の人権民主政権』(東京大学出版会、一九六五年)、滋賀秀三編『中国法制史基本資料の研究』(東京大学出版会、一九九三年)八五三頁以下「革命根拠地法制資料」、宮坂宏「抗日根拠地の司法原則と人権保障」「專修法学論集』第五五・五六号(一九九二年)、熊先覚『中国司法制度』(中国政法大学出版社、一九八六年)、吳磊『中国司法制度』(中国人民大学出版社、一九九一年)、范明辛・雷晟生『中国近代法制史』(陝西人民出版社、一九八六年)、張希坡『馬錫五裁判方式』(法律出版社、一九八三年)など参考。
- (2) 抗日戦争各解放区の法院の編成と審級の情況は、前掲国谷知史『建国期の裁判制度』一頁×表1×「主要抗日解放区における法院の編成と審級」を参照。
- (3) いわゆる「審檢合一制」(審檢合署)とは、一つの司法機關の中で、検察官を設立し、あるいは、裁判員以外の行政また公安幹部が検察官を兼任することをいう。抗日期、陝甘寧辺区と晋冀魯豫辺区では、辺区高等法院内に高等検察處が設けられて検察長と検察員が配置され、独立して検察職權を行使することになっていた。また、晋察冀辺区は、各級法院に首席検察官一名と検察官若干名がおかることになっていた。
- (4) 県の上位の行政単位として専門区、つまり專区(專署)が設けられ、その行政長官は専員という。同じレベルの裁判機關は、高等法院の分廷である。
- (5) 国谷知史は、四四年の太岳区の裁判機構を次のように描写している。第一審法廷・・・県政府が組織。県長が廷長、司法科長が主任裁判員(主審)、司法科員また書記一名が陪席裁判員(幫審)となる。第二審法廷・・・専員公署が組織。専員が廷長、司法

- (6) 科長(または副科長)が主任裁判員、司法科員一名が陪席裁判員となる。第三審法廷・・・行政公署(行署)が組織。正副主任が指導し、その下に、司法処長(または秘書)が廷長、司法科長一名が主任裁判員、科員一名が陪席裁判員となる。前掲国谷知史「建国期の裁判制度」二三一一四頁参照。
- (7) 当時国民党政府の管轄区においても、一部の辺境の農村部の県が、司法兼理の県知事をおいて、県行政と司法を兼理することが普通であった。
- (8) 前掲福島正夫『中国の人民民主政権』二五二頁。
- (9) 原則として、司法と行政との分立が確認され、戦時措置としての行政と裁判の一體化は、一時的性が強調され、政府機関においては專業的裁判員を設置し、裁判員が裁判の業務を処理することは普通であった。
- (10) 前掲福島正夫『中国の人民民主政権』二五一一一五二頁。
- (11) 国谷知史は、「これは、審級の一段階である辺区政府裁判委員会のような合議制の裁判機関のことではなく、本来同一機関が担当しているべき審理尋問と処理決定の職責が分離し、処理決定について集団制がとられるのである」と述べている。前掲国谷知史「建国期の裁判制度」一四頁。
- (12) それについて、国谷知史は、「当時、司法機関が行政機構の構成部分であるため、行政系統内での集団指導を受けるものと考えることができる」と指摘している。前掲国谷知史「建国期の裁判制度」一四頁。
- (13) 前掲宮坂宏『抗日根拠地の司法原則と人権保障』及び張希坡『也談革命根拠地の人権保障条例問題』法律学習与研究』一九九二年三期参照。この時代の共産党は民主的であったとしてよくあげられる事例としては、一九三七年一〇月、陝甘寧辺区高等法院は、老紅軍(一九三七年以前の共産党的軍隊)、老党员黃克功が求婚の失敗から、陝北公学女子学生劉茜を銃殺した事件に対して、黃に死刑を宣告した判決がある。

(14) 抗日根拠地では、普通の刑事上訴期間は一〇日、民事事件上訴期間は一五日であった。但し、実刑判決及び死刑判決については、案件再審理(復核)制度があるので、死刑の場合にはたとえ上訴しなくとも、高等法院の審査が必要であった。

(15) 以下前掲張希坡『馬錫五審判方式』一八一一九頁、及び国谷知史『建国期の裁判制度』一五一六頁参照。

(16) 建国後、死刑再審査制度だけが残されている。国谷知史は、「こうした再審査制に限らず、集団指導制や合議制などにみられる手続上機構上の工夫は、司法機関が創設されたばかりで、法も完備しておらず、司法担当者の経験も足りないという歴史的条件の下で編み出されたものといえる」といった。前掲「建国期の裁判制度」一六頁。この意見は全くそのとおりであるが、一方、再審制度の機能については、裁判を経ることなく処刑されないという点及び手続規定に従つて裁判が行われ、かつさらに誤判を防ぐ手立てをとるという点から、人権保障の徹底の面から評価できるという意見もみられる。宮坂宏「抗日根拠地の司法原則と人権保障」参照。当時の司法における慎重な態度と慣行は、以後の司法(文革などの極左路線時期を除く)にも大きな影響を与えた。

(17) 詳しくは、前掲前掲宮坂宏「抗日根拠地の司法原則と人権保障」及び張希坡「也談革命根拠地の人権保障条例問題」を参照。

(18) それは、馬錫五裁判方式の経験の一つである。次節の馬錫五裁判方式の内容参照。

(19) 前掲張希坡『馬錫五審判方式』一六一一七頁参照。

(20) それも、馬錫五裁判方式の経験の一つである。次節の馬錫五裁判方式の内容参照。

(21) 一九四二年三月、晋西北行政公署は「巡回審判弁法」七条を制定した。行政公署における司法處裁判廷及び專署・県政府の裁判員らは、定期的に末端に深く入り込み、巡回裁判を実行すべしと規定している。前もって巡回裁判の時間と路線は広告で知らせて、民衆の告訴を便利にさせようとしたのである。

(22) 本稿第一部第三、五章参照。

(23) 馬錫五「新民主主義革命階段中陝甘寧邊区の人民司法工作」、前掲張希坡『馬錫五審判方式』所収九六頁、及び前掲熊先覚『中国司法制度』五九一六〇頁参照。

(24) 馬錫五の裁判方式に関する資料の中で、最も詳しいのは、前掲張希坡『馬錫五審判方式』であり、その中に、付録として、一九

- (25) 四四年三月一三日「解放日報」評論「馬錫五同志の審判方式」、及び馬錫五本人の論文「新民主主義革命階段中中陝甘寧辺区の人民司法工作」(「政法研究」一九五五年一期)が収録されている。日本語の文献としては、福島正夫ほか「中国の裁判」(東洋経済新報、一九五七年)第二章3「抗日戦争中の辺区(解放区)の裁判」、及び前掲宮坂宏「抗日根據地の司法原則と人権保障」等参照。馬錫五の裁判方式と新中国の裁判制度との関連については、上述の文献も論じているが、詳しく述べては、前掲福島正夫ほか「中国の裁判」、王亞新「中国の民事裁判における実体法規範の役割についての一考察」『民商雑誌'92』107・1—6号、本稿第三部(第三章)参照。
- (26) 一九四四年三月一三日「解放日報」の評論「馬錫五同志の裁判方式」は、(1)深く調査すること、(2)真剣に政策と法令に従い、群衆の基本利益の維持を前提とすると同時に、合理的に調停を行うこと、(3)訴訟手続は簡単・便利であること。要するに、「十分な大衆観点」ということであると総括している。
- 一九四五年一月一三日「解放日報」の「新民主主義的司法工作」において、「馬錫五の裁判方式」は、(1)現地で紛争を解決すること、(2)群衆に深く入り込み、念入りな調査研究すること、(3)真剣に政策と法令に従い、(4)権威をもつ人々に(当事者に——筆者注)説得・説明すること、(5)当事者の心理を理解し、その意見を聞くこと、(6)関係者に傍聴させ、共同で判断すること、(7)事件の審理は時間と場所に拘らなく、群衆の生産に影響しないこと、(8)態度が懇切であること。要するに、「司法工作における大衆路線」ということにあると帰結している。
- 一九四五年五月馬錫五本人が延安大学での学生の質問に対し、(1)現地裁判、(2)形式に拘わらず、(3)深く調査研究、(4)大衆と結びついて問題を解決する、という四つの点を「馬錫五の裁判方式」の主要内容とする、と回答した。
- 一九四五年一二月陝甘寧辺区司法工作会议の総括報告のなかで、「馬錫五の裁判方式」は、(1)農村に深く入り込み、念入りな調査研究をすること、(2)現地裁判、形式に拘わらず、(3)大衆と連携しての問題を解決すること。要するに一つの基本精神、つまり民主的な精神が貫かれていると評価している。前掲張希坡「馬錫五審判方式」四一頁以下参照。
- (27) 張希坡「馬錫五審判方式」所収裁判例の一部は、本稿付録一参照。
前掲張希坡「馬錫五審判方式」四七頁。

- (28) 幼方直吉編『現代中國法の基本構造』(アジア経済研究所、一九七三年)八頁以下の淺井敦「不文法主義と現代中國法」、二五頁以下幼方直吉「中國法の存在形式——その成文法主義と不文法主義の關係」、前掲王亞新「中國の民事裁判における實体法規範の役割についての一考察」参照。
- (29) 前掲張希坡『馬錫五審判方式』五四頁。
- (30) 毛澤東「全心全意為人民服務」『毛澤東選集』(人民出版社、一九六四年)第三卷参照。
- (31) 本稿第一部第五章注(5)参照。
- (32) 詳しくは、本稿第二部第三章と第三部第二章「人民性」についての内容参照。
- (33) 詳しくは、本稿第三部第一章「裁判監督メカニズム」についての内容参照。
- (34) 前掲福島正夫「中國の人民民主政權」二五六頁。
- (35) 小口彥太他『中國法入門』(三省堂、一九九一年)一〇一一〇二頁。
- (36) 前掲張希坡『馬錫五審判方式』六七頁参照。
- (37) 「新民主主義革命階段中陝甘寧邊区の人民司法工作」「政法研究」一九五五年一期、「關於當前審判工作中的幾個問題」「政法研究」一九五六年一期。
- (38) 趙震江主編『中國法制四十年』(北京大学出版社、一九九〇年)三四六頁以下参照。
- (39) 前掲吳磊『中國司法制度』二七一四一頁参照。
- (40) 前掲熊先覺『中國司法制度』六六一八一頁参照。
- (41) 前掲國谷知史「建國期の裁判制度」、「轉換期中國における“黨の指導”と人民法院」(社會主義法研究所編『社會主義研究年報』第八号(一九八七年)、田中信行中国における裁判の独立と党的指導——一九五四年—一九八一年』『季刊中国研究』第五号(一九八六年)特集『中国的裁判制度』所収、通山昭治五四年憲法下の中国司法再考』『東京都立大学法学雑誌』第三卷第一号、小口彥太『中國刑事司法四十年』『比較法研究』第五二号(一九九〇年)等参照。

(42) 前掲小口彦太他『中国法入門』二二六頁、「中華人民共和国主要立法年表」参照。

(43) その段階における法と裁判の状況については、下記の文献参照。前掲福島正夫ほか『中国の裁判』、福島正夫編『社会主義国家の裁判制度』(東京大学出版会、一九六五年)第三編「中国の裁判制度」、幼方直吉編『現代中国法の基本構造』(アジア経済研究所、一九七三年)、針生誠吉『中国の國家と法』(東京大学出版会、一九七〇年初版、一九八〇年第1版)、浅井敦『現代中国の法理論』(東京大学出版会、一九七三年)、前掲国谷知史『建国期の裁判制度』、「轉換期中国における“黨の指導”と人民法院」、国谷知史『中国の裁判における集團指導制——裁判委員会について』『早大法研論集』第33号(一九八四年)、田中信行『中国における裁判の独立と黨の指導——一九五四年—一九八一年』、小口彦太『現代中国における裁判の性格——法的決定の主体の面に着目して』藤田勇編『權威的秩序と國家』(東京大学出版会、一九八七年)所収、田中信行『人民調停と法治主義の相剋』(岩波講座現代中国 第一巻現代中国世界)〔岩波書店、一九八九年〕所収、前掲小口彦太他『中国法入門』等。

- (44) 日本語訳は、『季刊中国研究』第5号(一九八六年)所収、参照。
 (45) 日本語訳は、『季刊中国研究』第5号(一九八六年)所収、参照。
 (46) 日本語訳は、『季刊中国研究』第5号(一九八六年)所収、参照。

付録一 「馬錫五裁判方式」裁判例⁽¹⁾

裁判例一 華池県封捧の婚姻上訴(控訴)事件

控訴人封捧(A)の父親封彦貴(A父)は、陝甘寧辺区華池県農村の住民であった。一九二八年に娘の封捧(A)が子どもであつたときに、A父は、張金才(B父)との間で封捧(A)を張の息子の張柏(B子)と結婚させる約束をしたが、一九四二年にいたつて、Aが大きくなると、A父は高額な仕度金をとりたいためにB父に婚約の取消を要求したと同時

に、他の金持ち(C)にAを結婚させる約束をした。B父の県裁判部への訴えによつてAとCの婚約無効の判決が下された。一九四三年二月、Aは他人の紹介を通じて、B子とはじめて知り合つた。Aは自らB子と結婚したい意志を表示した。しかし、同年三月に、A父はさらに高額な仕度金で他の金持ち(D)にAをやることにした。そこでB父は怒つて同姓の者をかり集め、三月一二日深夜A家におしよせ、Aをかつぎ返り、B子の嫁にした。A父が県司法処に訴えた結果、B父に「略奪婚罪」による懲役六ヶ月、当該婚姻は無効との判決が下された。この判決に対し、AもB父子も不満であった。そのとき、隣東專区の専員であつた馬錫五はちょうど華池県を巡視していくが、道でAに会つた。Aは県司法処の判決に対して口頭で上訴をした。馬錫五は路上でこの上訴事件を受理した。

訴を受けた馬錫五はそれから村役場にいき、村の幹部から詳しく事情を聞いたほか、付近の農家を訪ねまわつて意見を聞いて歩いた。群衆の意見とA本人の意見を了解し、事件の真相をつかんだ馬錫五は、県司法処の責任者とともに、村役場にゆき、そこで二審裁判の公開審理を行つた。馬錫五ははじめに当事者を訊問し、それから傍聴者の人民大衆に意見を発表させた。その所論は馬錫五の考え方と一致した。審理に基づいて、次の内容の判決が下された。即ち、一、婚姻自主の原則によつて、AがB子と自主結婚することは、有効と認める。二、B父の行為は「略奪婚罪」にあたるので、B父に懲役を命ずる。三、A父の数回にわたる娘を売る行為は婚姻法令に違反し、A父には労役を命ずる。こうした判決は違法者を制裁し、封建買売婚姻(財物をとるためにの婚姻)を打撃し、自主婚姻を保護したので、それにはAとB子をはじめ、すべての人の得心がいった。

裁判例二 合水県土地紛争調停事件

合水県六郷農民醜懷宋(A)は、当地で一ヶ處の山地を所有し、三郷農民丁万福(B)も相当多くの山地を持つていた。AとBはともに自らの土地を拡張するために、荒れ地を次第に開墾した。結局両者の土地が接するようになつた。

ので、紛争が起こった。一九三八年紛争が起こった当時、当地の根拠地政権はまだ成立していなかつたので、AとBはともに寧県の国民党の県政府に告訴をした。Aは当該県政府の保安隊の長官であった親戚の力を借りて、県政府から土地の免許をもらつたが、それによつて、Aには土地の所有権が認められ、Bの土地もAのものになつた。Bは、国民党の平涼高等法院に上訴をし、当地で官僚と裁判官らを招待したり、贈賄したりした結果、法院では逆転勝訴判決を得た。結局Bは、自らの所有の土地を回収しただけでなく、Aの山地と墓地もBの所有財産になつた。

一九四〇年共产党の合水県抗日民主政権が正式に成立した後、Aは県政府に告诉をした。しかし、当時の条件と事件の複雑さによつて、この事件は三年を経てもまだ解決されないままであつた。一九四三年馬錫五はこの事件を受理した後、陝甘寧辺区高等法院隴東分庭の石裁判官(推事)を合水県に派遣し、現地調査によつて紛争を解決させた。石裁判官は合水県に到着した後、地元の幹部とともに、当地の民衆に事情調査し、事件の経緯と真相を了解した。そして、多数の幹部と民衆と一緒に、現地で土地を調査測量した。それから、民衆の意見を聞きながら、石裁判官と区長、及び地元の民衆と幹部の参加する調停組が組成され、当時の土地法令を根拠として、AとBに調停をした。調停案によれば、それまで双方に開墾された荒れ地の所有権は、双方それぞれに帰属することになる。調停の結果、AとBはともにこの調停案を受け入れる意志を示した。そして、双方の土地の境界が正式に画定され、両当事者は「息訟契約」を締結し、この長い期間にわたつた紛争がようやく解決された。しかも、その結果は当地の民衆に公平の処理として認められた。

裁判例三 延安県楊兆雲長期懸案(纏訟)事件

一九四六年、馬錫五は延安にある辺区高等法院院長に選任された。同年秋に、延安県司法所の裁判官からある数年にわたる紛争事件を知つた。即ち、一方では、区と郷の幹部は、軍属楊兆雲(A)が公糧(税金とする糧食)の納付を拒

否していると主張したが、他方ではAは、区と郷の幹部(B)が勝手に自分の小麦を脱穀し、余分の公糧を強制納付させたと訴えた。同時に、Aは他人(C)が自分の土地を占有していることも訴えた。この事件は長い期間にわたって当地の政府によつて処理されていたが、解決には至つていなかつた。

馬錫五は県の裁判官と一緒に当地にいつて、地元の農民とともに農事に携わらながら、事件の経緯と実況を調査した。それによつて、紛争の事実が明らかにされた。即ち、当年Aは公糧一石(=十斗、糧食の計量単位)過ぎをまだ納付していなかつたが、同時に家で一部の小麦もまだ脱穀していなかつた。郷幹部(B1)は数回にわたつてAに公糧納付を催促したが、Aに無視されたので、B1は非常に不満であつた。したがつて、B1は区政府にAが公糧の入庫を邪魔していると報告した上で、Aの小麦を強制的に脱穀し公糧を納付させ、また民兵(民衆の武装力)を派遣し、Aの小麦を強制的に脱穀し公糧を納付するように請求した。そして区の幹部(B2)は、B1の要求を認め、強制脱穀の許可を下した。しかし同日、AはB1の強い態度をみて、息子に二斗の小麦を公糧として倉庫に送らせて、領収書をも受領した。ところが、B1は、B2から許可をもらつた翌日、Aに再度調査も説得もしないまま、民兵を派遣し、Aの小麦を強制的に脱穀した。脱穀された小麦が一石過ぎがあつたが、Aの公糧として納付した後、まだ少々足りなかつた。しかし、Aの既に納付した分を合わせると、一斗過ぎぐらい多かつた。したがつて、Aは訴えを提起し、理由は、先日すでに二斗の公糧を納付したのに、なぜ公糧拒否であるのか、なぜ余分の小麦を納付させたのか、民兵が民衆の糧食を強制的に脱穀することは違法ではないか、等であつた。

馬錫五は事実を解明した上で、ひとまず区と郷の幹部(B)の過失を処分しなければならないと主張し、そしてBらの行為は政策違反であると指摘し、Aに対しても謝罪させ、余分の小麦を返却させ、Aの生活を適度に補助すると

いうことを命じた。この問題を解決した後、馬錫五は引き続き地元の群衆に実状を聞きながら、紛争が起った現地を調査した。結局事実は解明されたが、実は他人(C)がAの土地を占有した事実ではなく、逆にAが他人の土地を占有していたのであつた。そして、Aも参加する群衆会議を開き、事実を前にしてAは群衆の意見を聞き、紛争解決案を受け入れた。こうして、この数年にわたった難事件はようやく解決された。

注

- (1) 出所、張希坡『馬錫五審判方式』(法律出版社、一九八三年)。この本では、六つの裁判例が収録されているが、ここでは、その中の三つを訳した。

第三章 中国における法と裁判の近代化——その路線と問題点

前述の根拠地法と裁判制度の創立、及び「馬錫五の審判方式」の形成から、現代中国の裁判制度の確立まで、そのうちの停滞と中断の時期を除けば、中国における法と裁判の近代化過程の経緯を明らかにすることができます。なかには、中国の国情に適応する合理的なところがあるが、他方、伝統的法文化の踏襲及び近代化の未完成から生じる問題も非常に多かったと思われる。本章では、まずその近代化路線の特徴を検討し、そして、その伝統的法の踏襲及び問題点を分析してみよう。

第一節 中国における法と裁判の近代化の路線

中国の法と裁判の近代化の過程は、段階を経ながら展開し、社会の現実の需要と可能性に適応し、しかも漸進と革命的躍進とが結合する道をたどってきたと考えられる。

従来、日本を典型とする西洋以外の国々における近代化の過程は一般的に上から下へ、政権の力によつて、「全般西化」の形で時代と社会の実状を超える法と裁判制度を導入するというものであつた。⁽¹⁾ こうした法の継受はより徹底的かつ単純であるが、しかし特定の条件がなければ、その成功は相当に困難だと思われる。そのなかでもつきな問題は、やはりこうした法が社会の現実や住民の大多数と乖離していたことにある。従つて、前述のとおり、国民党政府の法と裁判の近代化は、発想において日本と同じ道を選択したが、日本と異なり、政権の安定と近代化の社会的基盤を欠いていた国民党政府の下では、それは結局成功しなかつた。それに対して、根拠地法からの中国の法と裁判の近代化は、その特殊な歴史的環境において、国民党政府の挫折から教訓をくみ取つて、次第に独自の道と特徴を形成、発展させていった。具体的には、以下に示す二つの面をあげることができる。

1 段階的な近代化への目標

中国の場合は、上述の「全般西化」という近代化路線のような法と裁判制度を一括継受する戦略と違つて、社会的革命によつて、近代的な統一的・実効的な法制を次第に創立・展開するという戦略を選択した。具体的に、立法においてもつとも緊要な問題を優先的に解決し、段階に従つて漸進と革命的躍進とが結合し進み、社会的基盤を改造しながら、次第に立法体系を健全化させ、それによつて法システムの近代化を実現しようとするということである。

本稿第一部の検討が示したとおり、家族身分関係、封建的土地制度、及び專制的支配構造は、中国の伝統的な社会

の支柱であり、近代革命の根本問題である。そのために、段階的にこの三つの問題を優先的に解決することが、近代化への道のもつとも緊要な第一歩であった。本稿第一章においても、国民党の法制近代化の挫折の原因が、その三つの問題の未解決にあることを示した。そのうちの家族（宗族）関係及び封建的土地所有制は、伝統的宗族法の社会的基盤であり、法制統一という近代的目標への最も重要な障害でもあった。明らかに、こうした重大な社会問題の解決は、単に近代法制の形式を継受するだけでは、非常に困難、ないしほぼ不可能と断言できるであろう。それに対し、共産党の中国の近代化路線は、社会革命と法制の建設を行なうという発想によつて進められたのである。

根拠地時代の法から、中国の法制建設における中心課題は憲政、及び土地と婚姻家族関係にあつた。当時の根拠地における司法実践においても、土地・婚姻に関する紛争の解決が重要視され、豊富な経験を累積した。⁽²⁾ 根拠地における婚姻と土地にかかる立法と司法の経験の累積は、全国解放後の新しい婚姻法と土地法の制定と実施に大きな参考となつたが、それにもかかわらず、新中国はその第一歩を非常に慎重に踏み出したのであつた。

婚姻法の例からみると、その起草から公布まで一七カ月の時間がかかり、立法者らは、まず基本原則を定め、次に都市と農村のさまざまな慣行調査・資料収集を経て、各解放区と社会主義の国々の婚姻法を参考にしながら、各民主党派・人民団体・司法機関の意見を聞き、数多くの座談会・討議を行つて、ようやく「中華人民共和国婚姻法」の八章二十七条を決定した。⁽³⁾ 一九五〇年四月一三日、中央人民政府委員会第七回会議で、婚姻法が採択された。その後、中央人民政府政務院・内務部・最高人民法院・司法部などの部門が、婚姻法の貫徹と実行状況の点検について指示を發し、一九五二年七月と一九五三年二月に、中共中央は三回婚姻法の貫徹に関する指示を出し、しかも一九五三年三月を婚姻法の貫徹運動月と決めた。このような数年にわたる社会末端までの大規模の宣伝・貫徹運動によつて、中国数千年にわたるもつとも強固な宗族・封建的身分関係がはじめてその基盤から動搖し、辺鄙な農村まで、社会の最下層

に生きていた婦人らははじめて近代的な男女平等・婚姻自主の原則を知るようになつた。その後、婦人の解放と婚姻自主の要求に基づく婚姻関係を是正するための離婚ブームを迎えて、一九五四年の一一大都市の調査、及び一九五五年に行われた二七省・市の統計によれば、婚姻法に合う婚姻は九五—九七%を占めるようになつたといわれる。⁽⁴⁾ その近代化への発展形態は、確かに単なる法制度上の変革だけではなく、「民衆運動」ともいえるが、しかしそれによって、国民党政府の二〇年間にわたる「民法・親属編」の施行によつてもあまりかわらなかつた封建的身分関係が、より徹底的に崩壊したのである。

こうした婚姻法の制定・貫徹及びその後の土地改革の成功は、中国近代史上画期的な進歩であるといえよう。⁽⁵⁾ これらに加えて一九五四年には憲法が制定され、その結果、中国数千年にわたる封建制度の三つの主要な支柱、つまり、土地制度・宗法家族制度・官僚制度は壊滅した。

中国の法制史に精通した仁井田陞博士は、中国における法の近代化について、次のように述べた。「清末(二十世紀初)以降、外国法を採用して、法の統一性、安定性、公開制を目標にした新式法典が編纂され公布されてきた。しかし、法的需要のない社会であるかぎり、このような近代市民社会の法も、すぐに根づくとはかぎらなかつた。· · · · · このように外国法に由来する諸制度は、容易に根づかなかつたのにについては、外国法に対する固有法の単純な抵抗ではなくて、両者の間に、段階、次元の差があつたことによる点が多い。

また、旧來の法典は、諸王朝の法のように公権力的な内容であつて、公権力の側から必要とする範囲についてだけ、民衆の社会生活を規律する骨子が定められるに止まつた。それは、主として家族的権威を支える支柱となるためのものであり、財産関係法規、取引関係法規が多少つけ加えられていたにすぎなかつた。公権力は民衆の社会生活の法に対して、関心が薄かつたといえる。民衆がその利益を保全する道は、多くの場合、自分達の手で別につくること

となっていた。商人の間の商業慣習、たとえば、手形制度しかり、そして、そもそも国家の裁判所を外にした調停制度、またしかりであった。

国家の法的規律と伝統的法慣習との関係については、革命期の法的規律についても重要問題がある。革命期に入つたからとて、革命の法律もそうやすやすと実現する力を獲得したのではなかつた。たとえば、一九三〇年代の延安に行われた革命的婚姻法と、それに対する伝統的法慣習の抵抗について、述べておかねばならない。また、一九五〇年五月の新婚姻法が施行された場合における、変革化にとりのこされていた地帯（主に少数民族地方——筆者注）での、法慣習のおくれた役割をみのがすわけにはいかない。しかし、伝統的慣習は、その抵抗にもかかわらず、革新的新國家の立法の前に敗北してゆくのである。それは、伝統的慣習がその存立の歴史的条件を失い、新立法が新しい歴史的条件のうちに立てられてくるからである⁽⁶⁾。

この論述は、中国における法の近代化の実状を客観的に検討した上で出されたものであると考える。というのは、中国の歴史的条件において、近代的法制の確立は、伝統的な二元的法システムと多元的社会規範体系を根絶し、統一的な法制と司法メカニズムを構築しなければならないからである。そのため、土地改革と婚姻法の貫徹のような社会变革がなければ、法制の統一または法と裁判の近代化はほぼ不可能であつたと考えられる。この建国初期に確立した近代的な統一的法制の基礎においては、それから二〇年以上の法制建設の停滞があつたので、ある部分では封建要素の回復がみられるものの、社会全般においては、封建的な社会構成と身分関係はもはや存在せず、もはや「旧社会」に復辟することはあり得ないといえよう。それこそ、現在の「法制統一」を実現する基礎になるものである。一方、法と裁判は、こうした社会革命の推進及びその成果の保障に重要な役割を果たしたが、そのときから現代中国の法と裁判の管理型法の性格及び道具的機能がすでに形成されたと考えられる。

一方、建国初期からの立法活動では、立法者は、単に一国、例えばソ連の法律を踏襲するのではなく、近代的な法原則を参考にしながら、中国の実状を慎重に配慮する姿勢を示したといえる。こうしたやり方は、以後の法律試行制度において確認されている。即ち、ある法律が正式に確立される前に、とりあえず試行の形で公布・実施し、その実行の効果や意見に基づいて修正した後、再度正式に法律として公布・実施する。例えば、民事訴訟と行政訴訟制度は、最初「民事訴訟法(试行)」によって実行され、数年の裁判の経験を累積した後、はじめてそれぞれ確立されたのである。⁽⁸⁾しかしながら、現在中国では、立法化が急速に進んでいるが、立法者の立法技術はすでに豊富な経験を有し、一方、中国における市場の発展に適応する立法需要も増えてきて、「先に立法、法律による改革」という戦略へ移行してきているので、おそらく今後法の試行は次第に減少すると思われる。⁽⁹⁾

確かに、建国初期からの立法活動については、政治的かつイデオロギー的な考慮が強くて、鮮明であったが、それは典型的な封建主義的な要素に対して明確に対立する立場に立っていた。婚姻法における夫権の排除をはじめ、夫婦及び家族成員の権利義務関係に関する規定、婦人の財産権と姓名権の保障、及び憲法における少数民族の平等権(例えれば、少数民族自治地方における法律の適用が、民族の慣習によって変更でき、少数民族言語を正式訴訟言語として使えることなど)の保障までの一連の原則や制度は、中国の近代化の重要な成果であり、現代中国法の根本となつていた。

2 裁判手続の簡素化と「人民性」

中国では、近代的な法と裁判制度を建設する際に、具体的な制度や手続の現実的な実行可能性と民衆に受けられる可能性を考慮しながら、利用しやすい裁判機関と手続を設置するという戦略を選択した。こうした考え方によつて、裁判手続の「簡素化」及び訴訟＝裁判制度におけるいわゆる「人民性」という理念が形成されてきた。

近代西洋普遍主義型法と裁判制度の樹立過程と違つて、異文化の東洋諸国において、近代的な独立性のある裁判所の設立は、國家の強制的権力によつて決められたものであつて、さらに文化の差異、権力への不信及び裁判における複雑な手続・費用などを考慮するならば、民衆が裁判に対し疎外という態度をもつことは決しておかしくないであろう。とくに、形式的な裁判の独立性が確認されても、実際には最高権力によつて統制される場合も少なくなかつた。例えば、日本では、「明治憲法の下では、一応形式的に裁判官の職務上身分上の独立は制度的に保障されているが、各裁判所には、目付役として司法大臣の指揮下にある検事局が併置されており、判事検事とも同じ資格で任命されたが、司法大臣は、最初藩閥官僚が占めた後は検事出身者で殆んど占められ、司法省高級官僚も検事出身者で占められ、裁判所の長官には司法省高級官僚や検察官僚が天下り⁽¹²⁾、さらにこのような司法人事を通じてのみならず、通達・訓示による職務に対する指示によつて事实上裁判が統制された」⁽¹³⁾。従つて、一般の民衆は、最初裁判機関が自己的権利の保障のための機構として考えることが困難であったので、法意識における訴訟への忌避あるいは権利意識の稀薄という現象が現れた。一方、たとえ近代的な法システムが全般的に整備されたとしても、民衆の利用しやすい裁判メカニズムがなければ、裁判に期待される機能の發揮は、また問題になるはずである。そのため、「日本人が裁判所に訴えることをしないのは、日本の裁判制度が非効率なためである」という考え方が示されることにもなる。

日本と比べて、近代化を目標とした国民党政府時代の訴訟＝裁判制度は、前述のごとく、歴史的な条件に制限されたゆえに、普遍主義的な法の支配理念が基本的に確立しておらず、ただ封建主義的な官僚主義的なやり方を、近代形式主義の手続に組み合わせたものにすぎなかつた。それは、当時の民衆にとって信頼しえず、また利用しがたいものであり、しかもそれによって正義と公平を追求することもできないので、民衆から強い反発を受けたのは当然である⁽¹⁴⁾。一方、社会における法と裁判の権威が低下する状況に伴い、宗族法などの自治的法と自治組織の勢力膨脹が不

断に進められていた。

それに対しても、根拠地の場合、訴訟＝裁判制度の建設において、当初から終始民衆に便利にさせるという主旨が強調され、しかもそれが制度化されたのである。それは「馬錫五の審判方式」のなかで体现している「人民性」という精神である。「人民性」とは、即ち、民衆の利益から出発し、民衆にとって利用しやすく、民衆に責任を負い、そして民衆に依頼するということである。こうした原則は、建国初期「人民に便利で、人民と連携し、人民に依頼し、人民に奉仕する方法と作風、即ち大衆路線の方法と作風であり、即ち大衆の中から大衆の中へ」という方法と作風である⁽¹⁵⁾と総括されている。本来、こうした理念は、共産党と人民大衆の緊密な関連、及び国家政権は最大多数の人民の利益の代表者であるという性格に基づいて、すべての国家権力は人民の利益から出発し、人民に奉仕すべきと主張しているのである。従つて、いわゆる「大衆路線」とは、民衆のため、及び民主参加という両面をもつが、前者は立法や司法の基本方針として強調され、それに対して、後者は革命また群衆運動的な形式として特徴づけられるものであり、むしろ教育や動員という意味で使われるのである。

しかしながら、従来多数の学者は、後者つまり民衆に依頼すること、あるいは人民の裁判参加にもつとも注目している。即ち、当時のソ連における「同志裁判」の影響を指摘しながら、その機能は主に大衆に宣传教育することであり、しかも中国の裁判における大衆路線のもつとも特徴的なものと強調している。⁽¹⁶⁾こうしたことの結果、「人民性」の真の出発点やより積極的な面、あるいは、民衆による裁判監督という面の意義は十分に注意されないこととなつた。実は、裁判だけでなく、中国の立法及び行政の基本原則として、同じく「人民性」原則は一貫して主張されている。

現在では、民衆参加のような大衆路線がすでに相当弱化ないし消滅してきたが⁽¹⁷⁾、しかし民衆の需要と擁護を考慮しながら、民衆にできるだけ便利にさせるという発想、及び民衆による裁判の監督という観念は依然として中国における訴訟、とくに民事訴訟の基本原則として堅持されている。この「人民性」原則は、ある意味で中国固有の「民本」思想及

(4) 注

- (1) 日本近代法制史研究会編『日本近代法120講』(法律文化社、一九九二年)においては、日本の「近代化は、国内における近代的諸条件の成熟を待たずに進められ、内發的にではなく、外發的に、国民の側からではなく、支配階級と政府の主導の下に進められた」と述べている(三頁)。
- (2) 当時の根拠地における司法実践からみると、土地、婚姻に関する紛争が、民事紛争全体の六一・九%を占めていたのである。馬錫五「新民主主義革命階段中陝甘寧辺区の人民法院工作」『政法研究』一九五五年一期参照。
- (3) 陳紹禹「關於中華人民共和国婚姻法起草經過和理由的報告」(一九五〇年四月一四日)、劉素萍主編『婚姻法学参考資料』(中國人民大学出版社、一九八九年)四五一八七頁。
- 一九五〇—一九五六六年の七年間、人民法院が一審離婚事件五一五万件を受理した。平均毎年七三七〇八七件、それ以後と比べ、

び「農民性」から形成されたものといつても良いと思われるが、これについては本稿の第三部分第三章において、引き続いて検討するつもりである。ここでは筆者は、ただ次の点を指摘したい。即ち、当初根拠地時代からはじまつた裁判における「便民」という主旨は、革命的な「大衆路線」と緊密に絡んでいたため、相當に長い時間の中で、極端な非法化の形式によつて、当該主旨の合理的な発想が覆い隠されてきたと思われる。しかし一方では、「人民性」や「便民」という思考は、積極的な意味で、人民に利用しやすい、人民の権利・利益をより効率的に保障する裁判機関を設置しようという意義を有するにもかかわらず、實際にはその理論的な論証を展開せず、一旦革命精神が退潮したときには、その内在的な合理性も容易に否定されてしまうと考えられる。他方では、法治の要請を強調している現在、適法性と「人民性」との間に、ある程度の矛盾は不可避とみられている。そのバランスを求める努力が、これから重要な課題になると思われる。^[18]

離婚事件のもつとも数多い時期であった。馬原主編『民事審判的理論与実務』(人民法院出版社、一九九三年)四〇頁。

趙震江主編『中国法制四十年』(北京大学出版社、一九九〇年)二八三頁。

仁井田陞『中国の法と社会と歴史』(岩波書店、一九六四年)一五一—七頁。

(7) (6) (5) 七〇年末から八〇年代にかけて、一部の農村において、旧風俗の回復現象がしばしばみられた。一九八一年の新しい婚姻法の公布及びその後の宣伝によつて、こうした現象は緩和されたが、その根本的な解決には、市場の発展による社会変化の役割は一層重要だと考えられる。

(8) 「民事訴訟法(試行)」が一九八一年三月に公布、同年一〇月から試行された。「行政訴訟法」は一九八九年、「民事訴訟法」は一九九一年に正式に施行された。

(9) 本稿第三部、現代中国の立法傾向についての内容参照。

(10) 前掲陳紹禹「關於中華人民共和国婚姻法起草経過和理由的報告」参照。

(11) 「単純簡便」型の法の技術的条件、簡便手続、及び法の適用の柔軟性は、中国を含む「アジア社会主義法の特質」であるといわれる。池田誠他『図説中国近現代史』(法律文化社、一九八八年)二二二—二二一頁図12—14参照。

(12) 和田英夫等編『現代の裁判と裁判官』(ペリカン社、一九七六年)一三〇頁。

(13) 加藤雅信『現代民事法の展開』(有斐閣、一九九三年)四二頁、その問題についての分析は、同書第一章「法と社会——日米法意識比較を手がかりに」参照。

(14) この点については、本稿第一部第一章第二節の内容参照。

(15) 陳紹禹「当面の司法活動に関するいくつかの問題」(一九五〇年七月二七日、第一回全国司法会議における報告)「民事訴訟参考資料」(法律出版社、一九八一年)第二輯・第一分冊四三八頁。五〇年代初期、中国では「人民性」という概念がよく使用されたが、

その後、「階級闘争」と「階級性」が強調されたために、「人民性」概念は批判されたのである。

(16) 針生誠吉『中国の国家と法』(東京大学出版会、一九八〇年第二版)第二章「大衆路線と中国法の特質」、前掲小口彦太他『中国法

入門』一〇一頁以下参照。また斎藤秀夫は、次のように述べている。「ソ連や中国においては、よき裁判官というための資格としては、『独立』ないしは『公正』というよりは、むしろ、『裁判所の教育的使命』に重点をおいて、裁判を通じて『革命の根本的精神により国民を教育する使命』を満たし得る人物でなければならない、というべきであろうと私は考へる。』【裁判官論】(一粒社、一九六三年)七頁。

(17)
傾向がみられる。

(18)
本稿第三部第三章参照。